

## (仮称) 堺市上下水道ビジョン策定検討懇話会開催要綱

令和3年4月6日制定

令和3年8月24日改正

## 1 目 的

水道事業及び下水道事業の経営戦略として(仮称)堺市上下水道ビジョンを策定するに当たり、有識者から意見を聴取するため、(仮称)堺市上下水道ビジョン策定検討懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

## 2 意見を聴取する事項

- (1) 水道事業の経営に関する事項
- (2) 下水道事業の経営に関する事項

## 3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が依頼する7人以内の者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会基盤の事業運営等に関する識見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が適当と認める者

## 4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議(以下単に「会議」という。)は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

## 5 関係者の出席

管理者は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## 6 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱(令和2年制定)の規定を準用する。

## 7 会議録

管理者は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

## 8 開催期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間のうち、4回程度開催する。

## 9 庶 務

懇話会の庶務は、経営企画室において行う。